平成13年度(第87回)全国図書館大会・第12分科会(図書館員養成) 「高度な専門性を目指す図書館情報学教育」 基調講演「図書館専門職の現状と問題点」

薬袋秀樹(図書館情報大学)

はじめに

- ・公立図書館において司書職制度が確立されず、これまで存在してきた制度も形骸化されていく現状に対して、1989年以来「警鐘を乱打する」ために問題提起を行ってきた。だが、その内容はこれまで日本図書館協会図書館員の問題調査研究委員会(以下、委員会という)が主張してきたものとは明確に異なる。私は次のように考えてきた。専門職制度が確立されない最大の原因は、行政や社会が無理解なことにあるのではなく、委員会や図書館運動の主張が誤っていることにある。したがって、司書職制度を確立するにはこれまでの委員会や図書館運動の誤った主張を是正しなければならない。
- ・この考え方は、委員会や図書館運動に対して過去の総括と反省を求めるものであったため、 委員会や図書館運動に関わった人々には受け入れにくいものであった。しかし、最近では、 公立図書館と司書が直面している困難の最大の原因はこれまでの司書の実践にあるという認 識が図書館職員の間に急速に広まりつつある。
- 1. この間の主張 1)
- 1.1 専門職制度未確立の理由
- (1) 専門的業務と専門的サービス
- ・公立図書館においては専門的業務が十分実施されておらず、司書の専門的能力や専門的知識 が利用者や管理部門には見えにくい状態にある。
- ・その原因は、司書が非専門的職務に忙殺され、専門的職務を後回しにせざるを得ない状態に あり、しかも、その状態を変えようとしてこなかったことにある。
- ・そのような事態が起きたのは、図書館の業務とサービスに関する正しい理解(専門的職務と 非専門的職務があり、両者の分離が必要であること)が不足していたからである。
- ・利用者と管理部門は専門的サービスを体験した経験がないため、司書職制度の必要性を理解 しないのは当然である.
- ・したがって、専門的職務と非専門的職務を分離し、司書は専門的職務に優先的に取り組み、 専門的サービスに取り組む必要がある。
- (2) 専門的知識
- *日本の司書は、専門的職務の内容とその必要性に関する教育が不十分であるため、実務において専門的職務や専門的サービスに専念しなければ、専門的知識は確立できず、専門的職員としての自覚も生まれない。
- *事務職員にとって短期間に身につけることが困難なのは資料に関する幅広い知識である。しかし、資料に関する知識は、教育・研究においても重視されておらず、実務においても十分

生かされていない。評価する方法もなく、すべての司書が身につけているわけではない。

1.2 図書館運動の欠陥

- ・図書館運動は、司書に専門職性 (専門職となるための要件) があるかどうかについて一度も 検討してこなかった。
- ・図書館運動は、専門職性の確立やそのうちの専門的サービスの実行に取り組むのではなく、抽象的な原理や規範を唱えることによって専門性を確立しようとした。
- ・一部の図書館運動は、司書職制度を実現しようとする自治体行政に反対し、大衆運動の力によって司書職制度を実現しようとして、自治体行政を批判し続けた。
- *専門職制度の研究は、大学図書館では岩猿敏生、学校図書館では長倉美恵子によって行われたが、公共図書館では久保輝巳、伊藤松彦、後藤暢等図書館運動の参加者によって行われ、それが日本図書館協会の委員会を通じて図書館の専門職制度論の代表と見なされた。図書館理論のうち、専門職員論は図書館運動参加者によって担われたのである。

2. 市川昭午の専門職論

- 2.1 専門職の属性(専門職性)論²⁾
- (1) 職務の公共性
- ・社会の存続,発展に不可欠な機能を担い,ほとんどすべての人々に必要とされるサービスを 提供する,人間関係に関する職務であること。

(2) 専門技術性

・高度に複雑で専門的な知的技術を中核とする仕事であるため、長期の専門的教育を必要とし、高等教育機関(通常は大学卒業後レベル)における理論体系の学習と現場における実習訓練を修得した者にのみ、適格試験などを経て資格が認められること。

(3) 専門的自律性

・専門的技術的な判断および措置に関する限り、依頼人、使用者、上司などから指図を受けない職務上の自律性を有するとともに、専門能力の水準を自主的に維持するため、養成・免許・参入(開業・就業)などについて、自主規律の権能を有する自治的な職業団体を形成すること。

(4) 専門職倫理

・他人のプライバシーへの関与、職務上の自律性、営業の独占といった諸特権が社会的に是認 されること。その反面、職務上の秘密の保持、依頼人に対する感情的中立性、学問と自己研 修の精神、非営利的な社会奉仕の精神、同僚との協調といった、前述の諸特権に見合うだけ の職業的倫理が要求されること。

(5) 社会的評価

- ・以上のような諸条件を備えた職業は、その社会的重要性、資格修得の困難性、適格者の希少性からいって、当然それにふさわしいだけの、相対的に高い社会的地位と比較的厚い経済的報償が与えられること。
- ・これらの属性は並列しているのではなく、一定の構造をなしている。すなわち、(1) 職務の 公共性を前提に、(2)専門技術性を基礎として(3)専門的自律性が認められ、それと裏腹の関

係で(4) 専門職倫理が要求され、最後に以上の結果として(5) 社会的評価が賦与される。そして(2) 専門技術性を専門性と呼んでいる。これらの属性の中で、専門性がいわば土台にあたり、自律性や職業倫理、地位・待遇などがその上部構造を形づくっている。上部構造にあたる属性は、いずれも専門性の確立を前提条件として初めて可能となるのであって、この土台を欠いた他の属性はいわば空中楼閣に過ぎない。

- 2.2 図書館員の専門職性に対する評価 (1970年の時点) 3
- (1)養成水準と必置規制 「(2)専門技術性]
- ・教員は4年制大学卒が基本であるが、図書館員は短大卒程度である。
- ・教員は大学の学部教育が中心であるが、図書館員は講習(または課程)が建前である。
- 無資格者でも図書館に配置される場合が多く、有資格者でなくても、運営ができるという印象を与えている。
- (2) 基礎科学と職務内容 「(2)専門技術性]
- ・教員は教育学、心理学、各教科の基礎をなす専門諸科学によって支えられている。
- ・図書館業務には基礎科学がない。研究の歴史も浅く、研究者の数も少ない。
- ・研究の内容は技術的で理論体系を欠いている。
- ・図書館業務の中心は何かが不明確である。
- ・学校図書館員や中小公共図書館員は深い知識を必要としない。
- (3) 社会的役割 [(1)職務の公共性]
- ・図書館員の仕事は人を助けることはあっても、人を傷つけるおそれはあまりない。
- ・利用者に致命的な損害を与えることはない。本を間違えても、たいした損失にはならない。 したがって、厳格な資格も高度の倫理も必要ない。
- (4) 女性向きの職業 [(2)専門技術性]
- ・女性が多く、増加する傾向にある。
- ・腰かけ仕事、家計補助の仕事と見なされる。同僚に日常業務のしわよせが起きる。
- ・給料が安く、昇進の道が限られる。この結果、男子職員が減少する悪循環が起きる。
- (5) 職場と立場の多様性 [(2)専門技術性?]
- ・図書館は、学校図書館、大学図書館、公立図書館、専門図書館に分かれて、多様であり、その規模も異なっている。
- ・図書館員の仕事の内容や役割も多様であり、専門分化の程度も極端に差がある。
- ・図書館職員を包括的に規定した組織法や身分法がない。
- (6) 職業集団への帰属意識 [(3)専門的自律性]
- ・図書館員には統一的な帰属意識が成立しにくい。
- ・日本図書館協会は、施設の組織か図書館員の団体か不明確である。
- ・会員の数が少ないため、社会的な力は小さい。
- ・専門職団体による自主規制もない。
- ・すべての図書館職員をかかえるのか、一定の能力や資格を持つものに限定するか。
- (7) 図書館員はなぜ専門職でなければならないのかを図書館員は明らかにする必要がある

- 2.3 市川昭午の専門職論の受け止め方
- ・司書の配置・採用が必要であるという図書館職員および利用者の実感は重要である。
- ・市川の指摘にもかかわらず、必要であるのならば、司書職制度をめざすべきである。
- ・市川の専門職性(5項目),図書館員の専門職性に対する評価(7項目)について、どんな 改善が必要かを検討し、長期的視点から、必要な改善策を計画的に実行する必要がある。

3. 既成専門職論の問題点

これらの指摘を踏まえて、専門職制度を確立するために次のような問題について考えたい。

3.1 既成専門職論の欠陥

- ・専門職論を論ずるには社会学の資格論(中心は専門職性)と専門職論,行政学の人事行政 論,経営学の人事管理論の学習が必要である。従来の専門職論にはこの点が不足していた。 これらの理論から見たとき、既成専門職論の問題点は何だろうか。
- (1) 専門職性の軽視 ¹⁾
- ・司書の専門職性はこれまで一度も検討されてきていない。
- ・専門職性について検討することによって、既成専門職論は、図書館員の専門職性について検 討せず、その実現のための改善方法を論じていないことが明らかになる。
- ・具体的な問題としては下記の点がある。専門性の抽象化、教育改善の不足、専門的職務の実施の不足、統一的職業集団(専門職団体)の未形成、倫理綱領の重視。
- (2) 複数身分・職種による職員構成の否定
- ・複数身分・職種による職員構成に対する否定、正規職員の司書のみの職員構成。
- ・「望ましい姿で図書館が運営されていくには、職員集団の構成はもっと明快なものでなければならない。」それは「館長は司書であること、司書業務に従事する職員も司書であること、すべての職員は設置主体の正規職員であること、これらの要件を満たす明快な職員集団が構成」されることである⁴。
- ・ 「できれば、アルバイトと同様、派遣職員も採用せずに専任ばかりの職場にしたいものです。なぜならば、同じ労働環境で働いているのに、専任職員、アルバイト、派遣職員という身分上の差があるのは好ましくありません」5)
- *図書館では物としての資料を扱うため、補助的職員が必要である。
- *通年・長時間開館には正規職員以外の職員が必要である。
- (3) 高い人事管理コスト
- ・独自の採用試験が必要であり、費用がかかる(試験経済)。
- ・独自の定員管理が必要であり、費用がかかる。
- ・行政事務のための組織では、昇進ポストが不足し、スタッフ制などの対応が必要になる。
- (4) 人事の停滞
- ・採用時期が集中した場合、職員の団塊化が生じ、昇進ポストが不足する。
- ・人事異動の範囲が狭いため、人間関係に問題が生じたとき、解決が困難である。
- ・他の部局への人事異動がないため、行政事務全体の理解が不十分になる場合がある。
- *これらの問題点を克服しなければならない。
- *究極的には、職場間の移動を可能にするような能力を実証する資格である必要がある。

- 3.2 司書課程の目的
- (1) 公共図書館職員としての司書の養成
- ・司書資格は法律上は公立・私立図書館の専門的職員の資格である。
- ・司書課程の教員には公共図書館の研究者は少ない。
- *教育部会による司書科目の検討の際に、公共図書館の観点はどの程度考慮されてきたのだろうか。
- *公共図書館固有の知識に関する教育は十分行われているのだろうか。
- (2) 図書館専門職員一般の養成
- ・司書課程は法律上は図書館専門職一般を養成する課程ではないが、他に養成の場がないため、図書館専門職一般の養成を目指す傾向がある。
- *私立大学図書館職員、学校図書館職員(学校司書),専門図書館職員のための教育は十分行われてきたのだろうか。
- *公共図書館職員の制度に過剰な役割を負わせているのではないだろうか。
- 3.3 図書館専門職員制度の弱点
- (1) 専門職員制度の問題点
- ・大学図書館職員、学校図書館職員(学校司書),専門図書館職員を支える法律上の制度はほとんどない。
- ・「わが国では現在、図書館員の資格制度は、公的には公共図書館の司書および司書補と、学校図書館の司書教諭しか存在しない。図書館員が専門職業人としての社会的認知を受けるためには、館種の如何にかかわらず専門職業人として処遇されることが必要なことは、先に述べたとおりであり、この実現のためには、他の館種における資格制度の速やかな実現が待たれる。」⁶⁾
- *図書館職員全体を包括する制度は存在しない。専門職員の制度があるのは図書館職員全体の うちの一部に過ぎない。図書館専門職は複合的な性格を持つ。
- (2) 大学図書館職員の場合 7)
- ・昭和20年代に司書職種の法制化が追求された。学校教育法の改正、国立学校設置法の改正、 同法施行規則の改正等が検討された。この過程で「図書館員問題は国公私を通じての問題と しての共通基盤を失い、国立大学だけの問題になっていく。」 しかし、法制化が困難で あったことから、取り組みの重点は実質的な司書の取り扱いの改善に移っていく。
- ・国立大学図書館職員のために、昭和39年から人事院によって「国立学校図書専門職員採用試験」が行われるようになる。
- ・国立大学の図書館関係者は、昭和40年以降は「司書職の法的確立というまったく手づまりの 問題にいつまでもこだわる」よりも「実質的な待遇改善の道を選ぼうとした」のである。
- *法律上の制度の実現の困難を文部省の図書館政策で補ったといえる。
- *私立大学図書館職員の制度は?
- (3) 学校司書の場合
- ・ 「学校図書館法改正法律案要綱」(1977 年)では、司書教諭と並んで学校司書の法制化を規 定していたが、その後の学校図書館法の改正では、学校司書の法制化は実現しなかった⁸⁾。

*学校司書が法制化されていたら?

- 3.4 司書資格と図書館職員養成の改善方法(略)
- ・履修単位数 (20 単位) の限界の克服-資格試験, グレード制, 自己評価試験 10)
- ・全国的な養成体制の整備 11) 12)
- 基礎科学と理論体系の解明
- ・ 職務の公共性の解明
- ・館種別資格の制度化(法律による制度化、民間資格による制度化)と体系化
- 3.5 日本図書館協会の問題点
- (1) 図書館員の問題調査研究委員会の役割
- (2) 専門職員団体の必要性
- (3) 公立図書館中心の日本図書館協会
- (4) 個人加盟組織としての日本図書館協会教育部会の限界 13)

おわりに

・図書館法で規定する司書だけでなく、すべての図書館専門職員に関する制度を再構築しなければならない。そのためにはそれを検討・推進する力量のある組織が必要である。

[参考文献]

- 1) 薬袋秀樹『図書館運動は何を残したか』勁草書房, 2001, 248p.
- 2) 市川昭午『教育行政の理論と構造』教育開発研究所, 1975, p. 236-239.
- 3) 市川昭午「図書館員の専門職性」『図書館雑誌』64(11), 1970. 11, p. 521-524.
- 4) 久保輝巳「図書館職員をめぐる状況と「倫理綱領」」『図書館雑誌』84(11),1990.11,p. 727-729.
- 5) 酒井信「業務委託,アルバイト,派遣職員」『図書館雑誌』82(2),1988.2,p.99-100.
- 6) 石塚栄二「図書館員の倫理」『図書館概論』高山正也ほか、雄山閣出版, 1992, p. 159-164. (講座図書館の理論と実際 1)
- 7) 岩猿敏生「戦後の大学図書館における司書職制度問題に関する史的展望」『大学図書館研究』No. 11, 1977. 10, p. 63-74.
- 8) 塩見昇「学校図書館法改正の方向と課題」『教育としての学校図書館』青木書店,1983, p. 206-216.
- 9) 薬袋秀樹「専門職資格取得制度の類型と司書資格」『日本図書館情報学会研究大会発表要綱』第46回, 1998. 11, p. 31-34.
- 10) 薬袋秀樹「「司書の専門的知識の自己評価試験」の提案」『図書館雑誌』93(3), 1999. 3, p. 221.
- 11) 薬袋秀樹「地方分権と公立図書館の専門的職員―国庫補助金の条件としての専門的職員の 必置規制について」「図書館学会年報」43(4),1997.12,p.145-160.
- 12) 薬袋秀樹「地方分権推進委員会の勧告と図書館界の課題―図書館界の現状を打開するため

- に」『図書館雑誌』92(5), 1998. 5, p. 372-375.
- 13) 倉橋英逸,堀川照代,薬袋秀樹,大城善盛「鼎談 21 世紀の図書館専門職養成」『会報』 (日本図書館協会図書館学教育部会) 第 52 号, 1999. 6, p. 3-21.